

田無総合福祉センター内の就労継続支援 B 型事業所
運営事業者募集要項

令和 7 年 6 月

西 東 京 市

1 募集の趣旨

今回の募集は、田無総合福祉センター内において就労継続支援B型事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第1条の2に規定する就労継続支援B型を実施する事業をいう。）を実施している運営事業者に係る行政財産賃貸借契約期間が満了することに伴い、新たに運営事業者を公募型プロポーザル方式により選考を行うものです。

2 物件の概要等

(1) 行政財産賃貸借契約期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までです。

所在	用途	使用部分	面積（㎡）
田無町5丁目5番12号 田無総合福祉センター (別紙平面図に表示のとおり)	就労継続支援B型 事業所	1階	334.81

(2) 地下1階駐車場に駐車スペース（奥行5×幅2.3、車高2.9m以下）2台分があります。

(3) 実費（光熱水費等）の支払があります。現在の運営事業者が使用している市の備品は、無償で貸与します。

(4) 借用施設内で事業者が運営上必要となる施設の整備、設備等は、事業者の責任と負担により行ってください。また、整備に当たっては事前に市の承諾を得ることが条件となります。

3 応募の資格

障害者福祉を積極的に増進する能力があり、令和8年1月1日までに、東京都から「就労継続支援B型サービス」の指定を受けられる法人。

4 応募の条件

(1) 令和8年1月1日から就労継続支援B型サービスを開始できること。

(2) 現在の利用者と引き続き契約を締結すること。

(3) 新規利用者については西東京市民を積極的に受け入れること。

(4) 障害者総合支援法関連法令を遵守し、安定した質の高いサービスの提供ができること。

(5) 本件業務と同種または類似の業務実績があること。

(6) 行政財産貸付料提案が月額 240,461 円以上であること。

5 応募の手順

(1) 募集要項等

募集要項及び関係書類については、市ホームページよりダウンロードしてください。

西東京市ホームページ : <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

(「西東京市役所ホームページ⇒「事業者向け情報」内にあります)

(2) スケジュール

①	募集要項配布	令和 7 年 6 月 16 日 (月)
②	質問書受付	令和 7 年 6 月 23 日 (月) ～ 7 月 11 日 (金) 最終日は午後 5 時まで
③	質問書回答	令和 7 年 7 月 17 日 (木)
④	応募書類の受付期間	令和 7 年 6 月 16 日 (月) ～ 7 月 31 日 (木) 各日午前 9 時～午後 5 時まで(土、日、祝日を除く。)
⑤	第 1 次審査 (書類審査)	令和 7 年 8 月 6 日 (水)
⑥	第 1 次審査結果の通知	令和 7 年 8 月 8 日 (金) (予定)
⑦	第 2 次審査 (プレゼンテーション審査)	令和 7 年 8 月 22 日 (金)
⑧	第 2 次審査結果の通知	令和 7 年 8 月 28 日 (木) (予定)
⑨	事業引継ぎ期間	令和 7 年 10 月 1 日 (水) から 12 月 31 日 (水) ま で

(3) 募集要項に関する質問の受付

別紙 1 に必要事項を記入の上、電子メールで提出をお願いします。電子メールの表題・タイトルは「田無総合福祉センター内の就労継続支援 B 型事業所運営事業者募集 質問」としてください。(電話、FAX による質問にはお答えできませんのでご注意ください。)

なお、質問に対する回答は、公平性を保つために全ての質問 (原則として原文) と回答をホームページにて公表します。回答内容によっては、本募集要項の追加又は修正として扱います。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。市は補填しませんのでご了承ください。

① 応募書類の提出

ア 受付日時 スケジュール記載のとおり

イ 受付場所 西東京市南町五丁目 6 番 13 号（田無庁舎）
西東京市役所健康福祉部障害福祉課障害者支援係
☎ 042-420-2804（直通）

ウ 受付方法 直接持参または郵送（電子メール等不可）

提出書類に不備がある場合には受付できません。

郵送の場合、收受後に受領確認のメールを送付します。

エ 提出書類

- ・ 提出書類一覧の書類（11 部）のうち、正本 1 部は事業所名を記載し、**副本 10 部（複写可）は無記入で提出**してください。

オ 留意事項

- ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・ 受付期間終了後の追加、差し替え、訂正等は認められません。ただし、本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ・ 応募申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ・ 提出された応募書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ・ 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします
- ・ 提出書類等は、提案者に無断で審査以外の目的で使用しないものとしますが、審査に必要な作業の範囲内で複製、印刷を行うものとします。
- ・ 行政財産貸付料の提案は、月額 240,461 円を最低価格とします。月額 240,461 円を下回る金額で提案した場合は、失格とします。

提出書類一覧

様式 No.	件 名	様式	正 本	副 本
I 【申請書類】				
1	応募申請書	1	○	
2	実績報告書	2	○	
3	役員・評議員の構成（令和7年4月1日現在）	3	○	
II 【附属書類】				
A	法人登記簿謄本 （現在事項全部証明書・応募申請前3ヶ月以内に発行されたもの）	任意	○	
B	決算書（令和6年度）	任意	○	
C	法人の履歴・事業経歴〔様式任意 ※法人パンフレット可〕	任意	○	○
III 【運営企画書】				
ア	運営企画書	4	○	○
IV 【行政財産貸付料提案書（参考見積書）】（各11部提出）				
イ	行政財産貸付料提案書（令和8年1月から令和12年12月までの5年間分の参考見積書）	任意	○	○

6 参加申込みの手続

このプロポーザル競技に参加を希望する事業者は、以下のことに留意して、参加の申込みを行ってください。

(1) 参加資格

前記3の応募資格者のうち、以下の①から④の欠格事由に該当する事業者は参加の申込みができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当する事業者
- ② 西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する事業者
- ③ 応募書類提出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指

名停止等の措置を受けている事業者

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は更生手続をしている事業者

7 選定・評価方法

運営事業者の選定については、「田無総合福祉センター内の就労継続支援 B 型事業所運営事業者選定委員会」の審査を経て、市が運営事業者候補を決定します。

第一次審査は、各応募事業者から提出された応募書類等（書類審査・資格審査）の状況及び応募の資格要件を審査します。

第一次審査において応募事業者が 4 事業者以上となった場合には、事前審査を行い、上位 3 事業者までを選出し、第一次審査の点数は第二次審査に持ち越します。

また、応募事業者が 3 事業者以下の場合には、第一次審査を省略し、全応募事業者を第二次審査対象事業者とします。この場合は、第二次審査において第一次審査で行う採点を合わせて行います。

総合計点が満点の 5 割に満たない場合は運営事業者の候補を選定しないものとします。（適格者なしとする。）

第二次審査は、プレゼンテーション審査を実施します。提出された運営企画書に基づき、20 分以内で説明及び補足説明を行ってください。

審査は第一次審査と第二次審査の 2 段階で行い、総合加点方式で運営事業者候補を選定します。

採点表により採点を行い、集計の結果、評価点の最も高い応募事業者を運営事業者候補（第 1 位）とします。なお、最も評価点の高い応募事業者が複数あった場合は、選考委員会の合議により運営事業者候補（第 1 位）を決定します。

なお、選定結果によっては、適格者なしとする場合もあります。

(1) 選定結果の通知・公表

ア 第一次審査の結果については、応募事業者には、市より通知します。

イ 第二次審査の結果については、対象事業者に通知するとともに、市ホームページ等で公表します。

(2) その後の手続

市は、必要に応じて、運営事業者候補と運営内容に関する調整を行います。

8 欠格事項

(1) 要項以外の行為

この要項に定める手続・方法以外で、審査員または関係者にプロポーザル競技に対する援助を求めた場合は、失格とします。

(2) 提出書類の不備等

応募事業者から提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- イ 様式及び注意事項に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- エ 記載すべき事項以外が記載されている場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合

9 その他

業務の引継ぎ等について

- (1) 運営事業者が現在の事業者から変更となった場合は、各業務の引継ぎ等を行っていただきます。
- (2) 運営期間の終了若しくは運営の取消しにより、運営事業者として選定された事業者又は市に業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎを行っていただきます。
- (3) 業務引継ぎに要した費用は、全て運営事業者として選定された事業者の負担とします。